

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月23日
【会社名】	株式会社日本取引所グループ
【英訳名】	Japan Exchange Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	常務執行役CFO 岩永 守幸
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 三輪 光雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2016年6月21日開催の当社第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2016年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 執行役CEOを兼務する取締役を欠く場合においても、株主総会の招集及び議長について、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役が行うことを可能とするため、現行定款第14条第2項を変更するものであります。

(2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、その取締役についても、期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第28条第2項を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査委員の同意を得ております。

(3) 執行役の任期を事業年度と合わせ、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとするため、現行定款第35条第1項を変更するものであります。

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役として、津田廣喜、清田瞭、宮原幸一郎、山道裕己、クリスティーナ・アメージャン、荻田伍、久保利英明、幸田真音、小林栄三、広瀬雅行、本田勝彦、森公高及び米田壯の各氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の状況	
				賛成比率(%)	結果
第1号議案 定款一部変更の件	4,709,447	10,293	18	98.14	可決
第2号議案 取締役13名選任の件					
津田 廣喜	4,626,510	93,333	18	96.41	可決
清田 瞭	4,605,304	114,536	18	95.97	可決
宮原 幸一郎	4,627,816	92,024	18	96.44	可決
山道 裕己	4,707,751	4,375	7,735	98.11	可決
クリスティーナ・アメージャン	4,708,896	10,947	18	98.13	可決
荻田 伍	4,715,643	4,200	18	98.27	可決
久保利 英明	4,715,928	3,915	18	98.28	可決
幸田 真音	4,708,544	11,299	18	98.12	可決
小林 栄三	4,716,173	3,670	18	98.28	可決
広瀬 雅行	4,627,666	92,174	18	96.44	可決
本田 勝彦	4,713,902	5,941	18	98.23	可決
森 公高	4,710,939	8,904	18	98.17	可決
米田 壯	4,708,796	11,047	18	98.13	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

以上